

議案第46号

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(診療科目及び病床数) 第4条 診療科目は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>脳神経内科</u> (5)～(7) [略] 2 病床数は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 <u>577床</u> (2)・(3) [略] (4) <u>精神病床 30床</u>			(診療科目及び病床数) 第4条 診療科目は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>神経内科</u> (5)～(7) [略] 2 病床数は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 <u>537床</u> (2)・(3) [略]		
(使用料) 第5条 [略] 2 特別病室を使用する者は、室料差額として次の表に定める基準額に100分の108を乗じて得た額（助産に係る使用の場合は、同表に定める額）の使用料を納付しなければならない。			(使用料) 第5条 [略] 2 特別病室を使用する者は、室料差額として次の表に定める基準額に100分の108を乗じて得た額（助産に係る使用の場合は、同表に定める額）の使用料を納付しなければならない。		
種別	基準額	摘要	種別	基準額	摘要
特別室	1日につき <u>30,000円</u>	[略]	特別A室	1日につき <u>10,000円</u>	[略]
個室A	1日につき <u>15,</u>		特別B室	1日につき <u>3,0</u>	

	000円			00円	
個室B	1日につき 10,				
	000円				

附 則

この条例は、平成31年12月29日から施行する。